

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年12月23日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bango-joreijimu.html

執行機関名 福岡県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	福岡県私立高等学校等学び直し支援金(規則で定める支援金をいう。以下同じ。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一の二の項 福岡県私立高等学校等学び直し支援金(規則で定める支援金をいう。以下同じ。)の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	福岡県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、 <u>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</u>	知事は、 <u>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等で学び直す者</u> に対して、福岡県私立高等学校等学び直し支援金(以下「支援金」という。)を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		福岡県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱 福岡県私立高等学校等学び直し支援金交付取扱要領